

大垣市税条例の一部改正について

令和2年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、大垣市税条例の一部改正を行うもの。

1 主な改正内容

(1) 個人市民税関係 【第17条第1項、第26条の3】

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

1) ひとり親控除の創設

令和3年度以後の個人市民税について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が500万円以下）について、ひとり親控除（控除額30万円）を適用する。

2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

令和3年度以後の個人市民税について、ひとり親控除に該当しない寡婦については、引き続き寡婦控除（控除額26万円）を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額が500万円以下）を設定する。あわせて、寡夫控除を廃止する。

3) 人的非課税措置の見直し

令和3年度以後の個人市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に加えることとする。

(2) 法人市民税関係 【第32条の11、第32条の12第2項～第4項、第34条第4項～第6項】

① 法人税（国税）における連結納税制度の見直しに伴う所要の措置

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税（国税）において、企業グループを1つの納税単位とする連結納税制度について、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、簡素化等が見直しが行われたグループ通算制度に移行することに伴い、国税の見直しに併せた所要の規定を整備する。

(3) 市たばこ税関係

【第76条第2項、第4項】

① 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を、紙巻たばこ1本に換算する方法とする。ただし、令和2年10月から令和3年9月までの1年間について、一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的に引上げる。

区 分	適用時期	1本当たりの重量	換算方式
現 行	～R2. 9. 30	—	葉巻たばこの重量1gを紙巻たばこ1本に換算
経過措置	R2. 10. 1～ R3. 9. 30	0.7g以上	葉巻たばこの重量1gを紙巻たばこ1本に換算
		0.7g未満	葉巻たばこの1本を紙巻たばこ0.7本に換算
改正後	R3. 10. 1～	1.0g以上	葉巻たばこの重量1gを紙巻たばこ1本に換算
		1.0g未満	葉巻たばこの1本を紙巻たばこ1本に換算

(4) その他

地方税法等及び市税条例の改正により、条項の修正等を行うもの。

2 施行期日

項 目			施行期日
個人市民税関係	1(1)①	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等	令和3年1月1日
法人市民税関係	1(2)①	法人税（国税）における連結納税制度の見直しに伴う所要の措置	令和4年4月1日
市たばこ税関係	1(3)①	軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し	令和2年10月1日 令和3年10月1日